



運転責任者諮問委員会による 外部監査的確認事項

平成21年2月18日
日本原子力技術協会



目次

1. 運転責任者諮問委員会の外部監査的確認事項の概要

2. 判定機関に対する要求事項

- (a) 組織、体制
- (b) 運転責任者諮問委員会
- (c) 判定業務の実施
- (d) 規程、マニュアル類の制定
- (e) 記録
- (f) 守秘義務及び機密の保護
- (g) その他

シミュレータ訓練施設の認定

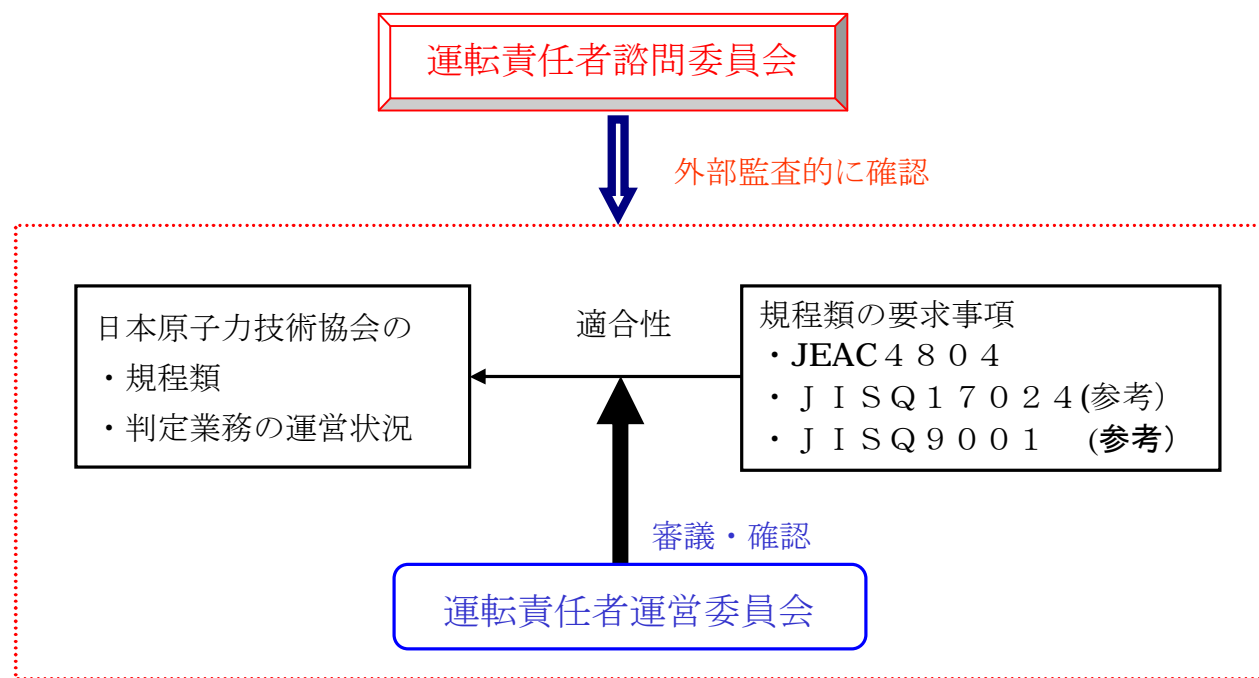
口答(筆記)試験委員の委嘱

講習講師の委嘱



1. 運転責任者諮問委員会の外部監査的確認事項の概要

原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(JEAC4804-2008)の中で運転責任者諮問委員会は運転責任者判定システムが原子炉設置者との関係において、**独立性**、**公平性**並びに**公正性**を持って 運営されていることを**外部監査的**に確認するように定められている。



2.判定機関に対する要求事項(1/8)

(a)判定業務の実施にあたり、原子炉設置者との関係において、独立性、公平性並びに公正性を保てるような組織、体制を整えること。

[解説6-1][解説6-2][解説6-3]

独立性、公平性並びに公正性を保てるような組織、体制を整えている。
(「運転責任者判定業務組織図・合否判定ブロック図」参照)

[解説6-1]

本規程では、判定機関が判定を実施する仕組みとしている。

[解説6-2]

判定機関は当該原子炉設置者の関係会社ではなく、第三者的立場にある法人であることが求められる。

日本原子力技術協会は、原子炉設置者に対して、第三者的立場にある法人(有限責任中間法人)である。

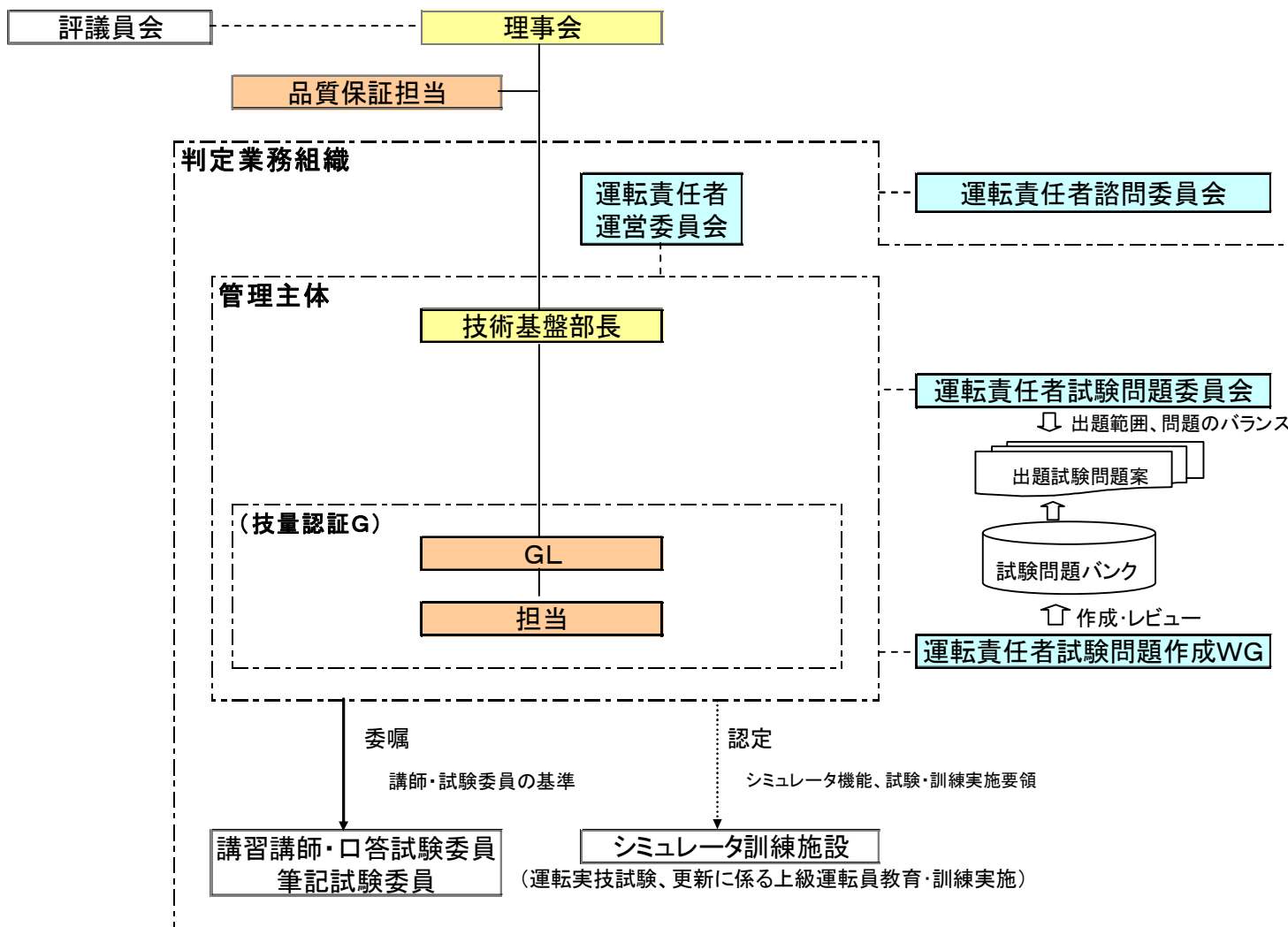
[解説6-3]

判定機関は、JEAC4804に記載されていない事項であっても、JIS Q17024「適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」及びJIS Q9001「品質マネジメントシステム—要求事項」を参考にして、必要な規程、マニュアル類を定め、判定業務にあたることが求められる。

JEAC4804に加え JIS Q17024及びJIS Q9001を適用規格として、規程、手順書類を作成している。



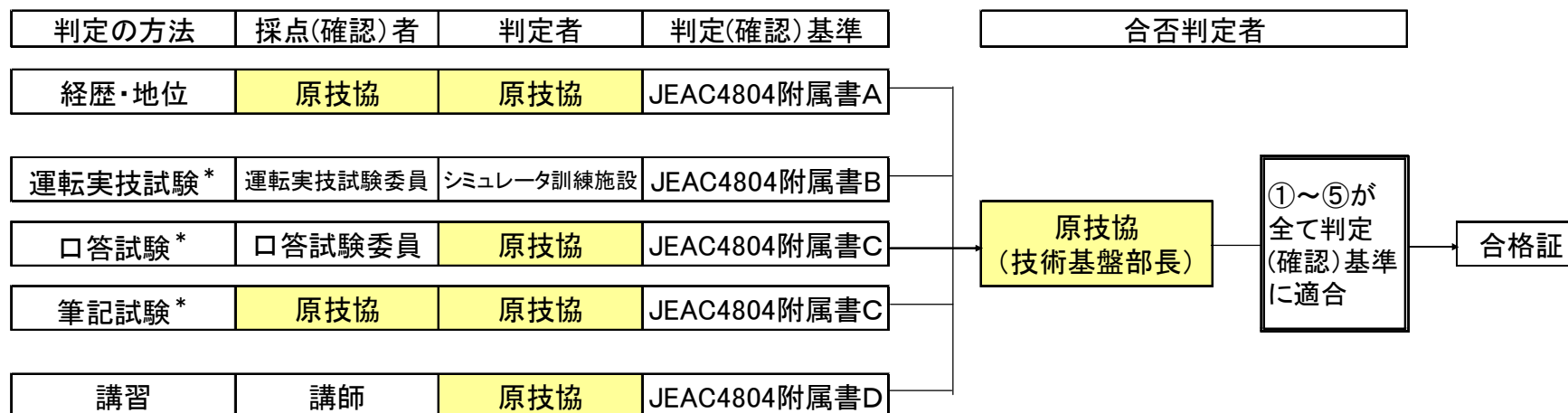
2.判定機関に対する要求事項(1/8)



運転責任者判定業務組織図



2.判定機関に対する要求事項(1/8)

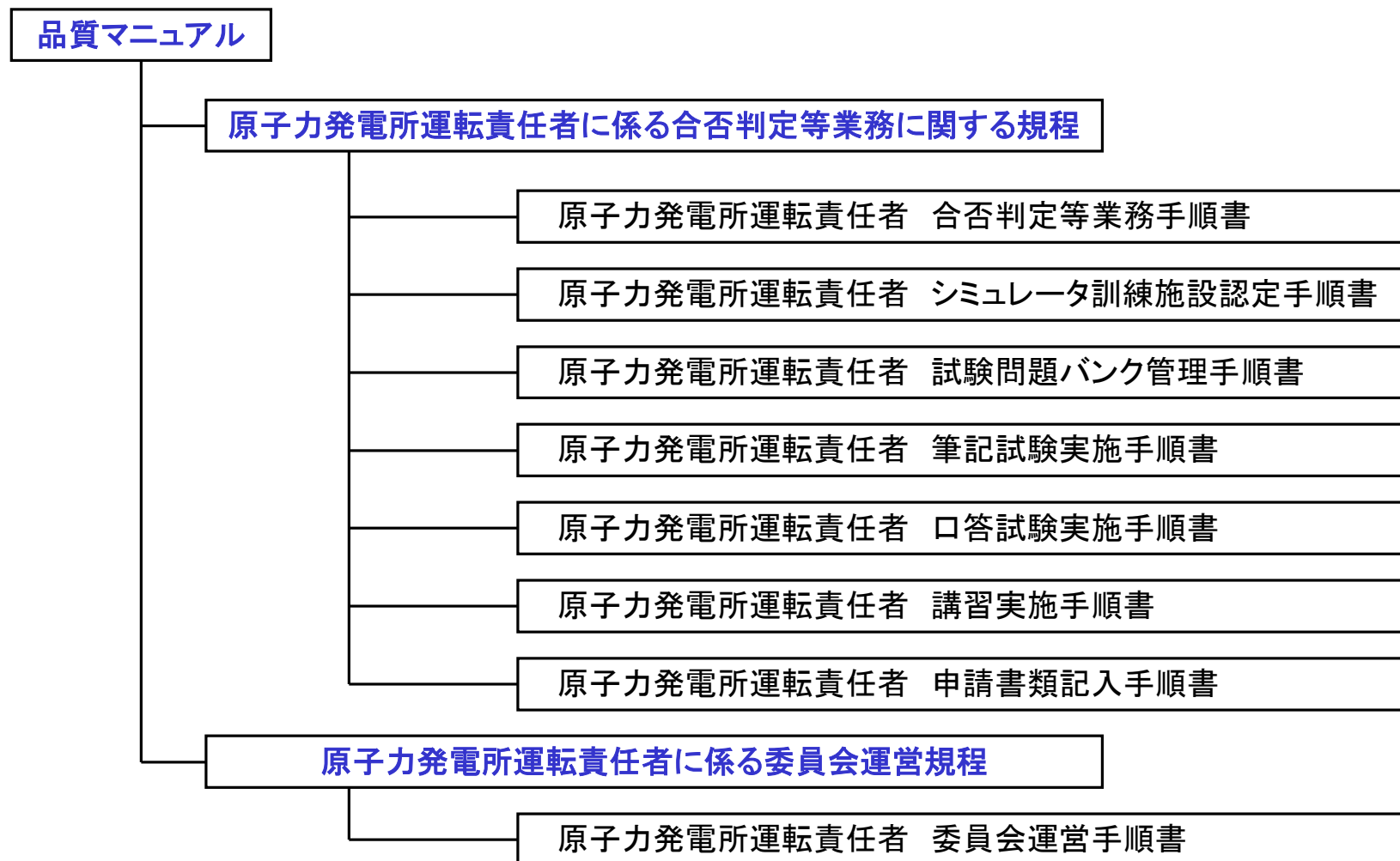


*更新者は、②、③、④の代わりに上級運転員に対する教育・訓練を修了していることで判定する。

合否判定ブロック図(受験者)

2.判定機関に対する要求事項(1/8)

規程類体系



2.判定機関に対する要求事項(2/8)

(b) 運転責任者諮問委員会を設置すること。また、運転責任者諮問委員会は、運転責任者判定の運営に直接関与しない外部の者から、構成され、かつ、特定の機関、団体、業界等に偏りがないうようにしなければならない。

[解説6-4]

[解説6-4]

「運転責任者判定の運営に直接関与する者」とは、運転責任者判定に携わる機関(判定機関, シミュレータ訓練施設)における役職員並びに原子炉設置者, メーカーの役職員をいう。

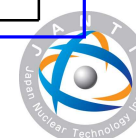
【運転責任者諮問委員会 規約】

4. 諮問委員会の構成

4. 1 諮問委員会は5名を超えない委員をもって構成する。
4. 2 委員は、表1の基準を満たす者から構成され、かつ、特定の機関、団体、業界等に偏りがないう同一業種の委員は委員総数の3分の1を超えないものとする。ただし、委員の組織の業種が複数の業種にまたがるときは主業種に分類するものとする。

表1 運転責任者諮問委員の構成

| 委員の区分 | 具体的な基準 |
|-----------|--|
| 学識経験を有する者 | 大学における名誉教授、教授、准教授又はこれらの経験を有し、博士の学位を有する者であつて、かつ運転責任者判定の運営に直接関与しない者 |
| 産業界の経営層 | 産業界で、執行役員、取締役、これらに相当する地位又はこれらの経験を有し、技術的実務経験を有する者であつて、かつ運転責任者判定の運営に直接関与しない者 |



2.判定機関に対する要求事項(3/8)

(c) 以下を保証できるように判定業務を実施すること。

- 1) 本規程の要求事項を満たすこと。
- 2) 原子炉設置者との関係において、独立性、公平性並びに公正性を保つこと。

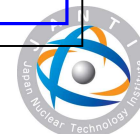
(c)1) 判定業務は、「運転責任者に係る合否判定等業務に関する規程」及び関係手順書を制定し、それに則って業務を行っている。

- (c)2)
- ・「運転責任者諮問委員会」にて、外部監査的に確認することとしている。
 - ・「運転責任者運営委員会」にて、審議、確認することとしている。
 - ・「合否判定等業務に関する規程」に判定に係る要員の誓約書作成を規定している。

【合否判定等業務に関する規程】

4.4 判定業務組織

- (4) 判定業務組織に属する要員は、原子炉設置者、受験者、更新者及び合格証を交付された要員との関係において、独立性、公平性並びに公正性を保つため、業務の実施で得られたすべての情報を機密にする。ただし、協会が公表又は開示可能と判断する情報はこの限りではない。
- (5) 判定業務組織に属する要員は、原子炉設置者、受験者、更新者及び合格証を交付された要員との関係において、独立性、公平性並びに公正性を保つために協会が規定した規則の遵守を誓約する文書に署名する。



2.判定機関に対する要求事項(3/8)

【運転責任者運営委員会】 第1回(H20.1.28) ~ 第5回(H21.2.12)

・ 委員構成

委員は、原子力工学、原子力発電所の運営、運転員の教育・訓練及び品質保証等に関する学識経験者、専門家から構成し、7名以下とする。

・ 主な承認事項

- ①運責規程の制定及び改定の内、判定スキームの開発・維持、並びに認証を維持する条件に関すること
JEAC4804に規程する判定のための要求事項のあらゆる変更に関する見解の表明
- ③必要な場合、JEAC4804を運転責任者の判定に適用することに関する説明書
- ④原技協が行う運転責任者判定業務のJEAC4804への適合性に関する表明

・ 主な確認事項

- ①運責規程の制定及び改定の内、承認事項の①を除いたもの
- ②シミュレータ訓練施設のJEAC4804に基づく認定審査計画・方法・審査結果
- ③試験問題委員、口答試験委員、筆記試験委員、講習講師の委嘱
- ④判定業務に係る年度計画及び年度報告
- ⑤異議申立て及び苦情の内容と処理
- ⑥不適合の内容と対応



2.判定機関に対する要求事項(4/8)

- (d)判定業務に関する運営のため、組織、手続き等に係る必要な規程、マニュアル類を定める。
これらの規程、マニュアル類に定めなければならない事項については、少なくとも以下に掲げるものとする。
- d-1)判定業務に関する手順(受験者等並びに所属機関の手続きを含む)に関する事。 [解説6- 8]
 - d-2)試験並びに講習の頻度やスケジュールに関する事。 [解説6- 9]
 - d-3)判定業務に関する組織に関する事。 [解説6-10]
 - d-4)組織が実施する職務並びに責任に関する事。 [解説6-11]
 - d-5)試験及び試験問題の管理に関する事。 [解説6-11]
 - d-6)業務の一部を委託する場合の取り決めに関する事。 [解説6-11]

[解説6-8]

組織に関する事とは、判定機関内部の体制やその他会議体などに係ることである。

[解説6-9]

職務並びに責任に関する事とは、判定業務に係る要員(運転実技試験委員、口答試験委員及び講習講師を含む)に必要な力量並びに職務、責任及び遵守事項などに係ることである。

[解説6-10]

試験及び試験問題の管理に関する事とは、試験の評価、問題作成、問題バンクの管理並びに出題する問題数の変更など、試験及び試験問題を管理するプロセスに係ることである。

[解説6-11]

委託する場合の取り決めに関する事とは、一部の業務(例えば試験など)を委託する場合の委託範囲、委託先が教育・訓練を提供している場合の判定と教育・訓練の独立性などに係ることである。

上記事項については、規程、手順書類に規定している。



2.判定機関に対する要求事項(5/8)

(e)記録に関する必要な事項を明確にする。

[解説6-12]

[解説6-12]

記録に関することとは、申請、試験、判定、更新並びに保留等に関する記録の保管などに係ることである
記録に関することは、各手順書類に、記録名称、保管期限等の必要事項を規定している。

(例)【合否判定等業務手順書】

8. 記録

この手順書で定める記録名称、作成箇所、承認者、保管期限及び記録様式番号等は、『添付資料1 記録一覧表』による。

添付資料1 記録一覧表(抜粋)

1. 製品記録

| 様式番号 | 記録名称 | 作成箇所 | 承認者 | 保管担当箇所 | 保管期限 | 記録様式番号 |
|------|------------------------|-------|-------|----------------|------|----------------|
| 8 | 原子力発電所運転責任者 新規判定申請書 | 受験者 | | 技術基盤部 技量認証G | 5年 | PSP-810-0001-1 |
| 9-1 | 経歴・地位証明書 | 所属事業所 | 事業所の長 | 同上 | 5年 | PSP-810-0001-2 |

2. 活動記録

| 様式番号 | 記録名称 | 作成箇所 | 承認者 | 保管担当箇所 | 保管期限 | 記録様式番号 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|------|-----------------|
| 1-1 | 運転責任者判定業務に係る 誓約書 | 技術基盤部 技量認証G | 技術基盤部 長(確認) | 技術基盤部 技量認証G | 永年 | PSP-810-0001-31 |
| 1-2 | 承諾書 | 各委員 | 同上 | 同上 | 永年 | PSP-810-0001-32 |



2.判定機関に対する要求事項(6/8)

(f) 守秘義務及び機密の保護のために必要な事項を明確にする。

[解説6-13]

[解説6-13]

守秘義務及び機密の保護に関することとは、判定業務の過程で得られた情報や試験問題などの機密保護やその期間などに係ることである。

機密保護については、規程及び関係手順書類に必要な事項を規定している。

【合否判定等業務に関する規程】

4. 4 判定業務組織(3/9参照)

5. 3. 2 口答試験問題

(4) 技術基盤部長は、レビューされた口答試験問題案の中から出題する試験問題を選定・承認し、試験終了までの期間、試験問題漏えい防止の観点から別に定める手順書に従い機密管理を行う。

【口答試験実施手順書】

記録の種類に応じて、以下のように規定されている。

- ・個人情報を含むものは、運転責任者判定作業室の施錠管理の書棚に保管する。
- ・試験問題は、持ち回りで回覧し、承認後は運転責任者判定作業室の施錠管理の書棚に保管する。



2.判定機関に対する要求事項(7/8)

(g)その他

シミュレータ訓練施設の認定

[附属書B 運転実技試験]

判定機関は、本規程で定める**運転実技試験**を行うシミュレータ訓練施設をあらかじめ認定する。

[解説 附B-1]

[附属書E 上級運転員に対する教育・訓練]

判定機関は、本規程で定める更新のための**上級運転員に対する教育・訓練**を実施するシミュレータ訓練施設をあらかじめ認定する。

[解説 附E-1]

[解説 附B-1]

ここでいう認定(Accreditation)とは、シミュレータ訓練施設が本規程に基づき**運転実技試験**を行う能力を承認することである。

[解説 附E-1]

ここでいう認定(Accreditation)とは、シミュレータ訓練施設が本規程に基づき更新のための**上級運転員に対する教育・訓練**を行う能力を承認することである。

シミュレータの認定については、規程及び「シミュレータ訓練施設認定手順書」に必要事項を規定している。
【認定実績】

平成20年5月21日に、以下の2施設を認定

- ・株式会社 BWR運転訓練センター(BTC) (認定対象シミュレータ:2~5号シミュレータ)
- ・株式会社 原子力発電訓練センター(NTC)(認定対象シミュレータ:1~3号シミュレータ)



2.判定機関に対する要求事項(8/8)

(g)その他

口答試験委員の委嘱

[附属書C 口答試験]

判定機関は、次の1)から3)に掲げる基準のいずれかに適合する者の中から、口答(筆記)試験委員をそれぞれ2名以上委嘱する。

- 1) 原子力工学に関する学識 経験を有する者
- 2) 原子力発電所の運転管理又は教育・研究に十分な経験を有する者
- 3) 運転実技試験委員

口答試験委員及び筆記試験委員の基準、委嘱人数については、要求事項どおり、規程、「口答試験実施手順書」及び「筆記試験実施手順書」に規定している。

講習講師の委嘱

[附属書D 講習]

判定機関は、次の1)から3)に掲げる基準のいずれかに適合する者の中から、講習の科目ごとに講師1名以上を委嘱する。

- 1) 関係法令及び保安規定に精通している者
- 2) 管理・監督者教育を研究・実践している者
- 3) 原子炉の運転に関する知識を広く有する者

講習講師の基準、委嘱人数については、要求事項どおり、規程及び「講習実施手順書」に規定している。

